

江戸時代中葉以降における寺院生活史の考察

和田謙壽

一

莊園時代の寺領の高は偉大なるものがあり、しかも、守護不入の特権をもって守られていた。しかるに戦国の世となり、群雄割拠地方集権の世になるに従い、その特権は弱体化し、地方の豪族に移行する傾向を持つに至った。さらに、安土桃山時代以降、信長、秀吉、家康へと武家によるところの政権の統一は、検地という名のもとに多くの寺領を一時的に没収し、中央的には朱印状、地方では黒印状のもとに寄進の形で再施せられたのであった。この場合、旧寺院の勢力的な分野によつて配分せられたものではなく、むしろ、將軍や大名たちの菩提寺、または、ゆかりのある寺院として有利な配分沙汰が行われたのであり、旧有力寺院に対して抑圧というべき印象を与える立場が取られたのであった。幕府は寛永十二年（一六三五年）寺社奉行を設けて寺社ならびにその領土に関する裁判を中心に、僧侶や神官たちを取り締めた。（当

時、各藩もそれにならつて、寺社奉行が置かれた。）寺社奉行は触頭、つまり、江戸所在の各宗有力寺院をしてその連絡機関となし、専ら本山との連絡に当り、かつ、自宗内の配下寺院をも監督せしめたのである。⁽¹⁾ 曹洞宗と臨済宗は僧録、真宗は輪番、淨土宗の場合は役者がその任に当つた。かかる公的関係と並行して、法縁的関係によるところの本来関係、（法流・師資の結合に基く本末関係）更に、真宗の世襲制による（血縁的な交錯による）法縁関係など強固なる本末関係が構成された。もちろん、無住寺院としての形態ではあるが、日本各地には農村の部落や組頭等によって経営維持されたところの仏堂、つまり、弥陀堂、地蔵堂、薬師堂、觀音堂等の如き諸堂が存在し、寺院的、公民館的な役割を果していたのであった。元來為政者と寺院・寺院と農民たちとの間には、信仰的なたずなによつて徐々に結ばれつつあつたのであるが、ここに幕府のキリストン政策の一環として、宗門改の制と寺請制の制度が強制されるに至り、仏教の御用化が濃厚となるに至つたの

である。幕府はキリスト教徒の必要に迫られ、宗門改の制度をはじめとして、寺請制を実施した。幕府の直轄領は慶長十六年（一六二一年）にはじまるが、全国的には慶長十八年（一六二三年）をもって京都所司代板倉勝重が天主堂を焼き、キリスト教徒に改宗を命じて仏教に帰依させ、寺院より請合の証印（捺印）^{（おきで）}をとったのに起源を持つと言われている。寺請証文は別名、宗旨手形・宗旨請文・寺証文・寺手形等とも言われ、これによって檀那寺を定め、檀家制確立の基礎を作るに至つたのである。元来、寺請証文の書式には一定の企画はなく、キリストン信者でないこと、また、その寺の檀那であることを証明したものであつた。はじめは寺請証文をもつて用が足りたが、寛文十一年（一六七一年）の条令後は宗旨人別改とて、百姓一家毎、人別帳にその宗旨を記し、一村一郡毎に男女の統計を載せ、家の動向を調査し、その一切を掲書捺印させ、僧侶捺印をしてキリストンの徒で無い事を証明せしめたのであつた。詳細には家の動向、つまり、家族内の誕生・婚姻・死去・奉公・旅行・移住等に当り、その内容を記証せしめたのであつた。かようにして僧侶の農民（檀徒）に対する交渉権は強化せられ、心なき僧侶たちの中には横暴なるふるまいを行う者まで現わるゝに至り、当時の心ある人たちの批判を受けたのである。寺請証文の発行は、徒らに官の威光を楯とするものであり、庶民の間に憎し

みを与えた場合もあつた。その発行の際には若干の手数料をも取り寺院の糧としていたのであり、奉公の時発行された寺請証文の手数料は、明和年代には百文であったと言われている。——寺請が入用かして御参詣（明和）法の声請状にまでゆきとどき（明和）請状が済むと買いたいものばかり（宝暦）—等の川柳は当時の寺請に対する庶民の私情をよく表現せらわれてゐる。江戸時代後期につくられ、慶長十八年（一六二三年）の年号を付したと思われる宗門寺檀那請合の捺印には、「頭檀那たりともその宗門の祖師忌日、仏忌、年頭、歳暮、盆、彼岸、先祖の命日等に、たえて参詣せずすば、判形をひき宗旨を役所へことわり、きつと吟味をとくべきこと」「かねて仏法をすすめ、談義・講釈・説法をなして参詣いたさせ、檀那役をもつて、それぞれの寺の仏事、修理、建立をつとむべし。邪宗は宗門寺のまじわり一通りにして、内心（おもひこころ）をもちいず、僧のすすめをもちいす、よつて吟味をとぐべきこと。」等と、檀徒にその義務を強要している。昔は、農民たちがお寺へ珍品をお供えする場合、「ほとけさまにあげて下さい。」と言つたものの、実は坊さんに対しても布施を意味したものであつた。それは平素菩提寺僧侶を大切にしておかぬと、寺請文を出して貰うような場合、心よく応対して貰えなかつた事によるのだと言われる。現代において、「ほとけさまにあげて下さい」という言葉は、正真正銘、仏様にあげるため捧

げてゐるのである。また、昔日本各地には嫁を貰つた場合、かならず、菩提寺に参詣するという習俗があつた。現代ではこの習俗も大分薄らいだようである。もちろん、そこには、先祖の祀地であるという墓参の意味もあるのであろうが、その奥底の理由は、やはり、寺請証文に関する問題が絡んでいたのであつた。ある僧侶たちは、金子の如何によつて葬式に手心を加えたり、法名に尊卑の差をつけたりした。もしも僧侶の心にたがわぬ布施をなした場合には、葬式・法事の出席をしぶり、または悪口をたたいて拒否する者までがあつたと言われる。（芻堯録・經濟問答秘録）大学或問には更に、「貧なるものは、出家に金銀をあたえざれば寺請に立たざることを迷惑し、目の明きたるものは、不義不作法の出家なれども、是非なく檀那とすることを氣の毒に思へり。」等と述べられているが、かかる考え方をもつ排仏家たちは、日を追つて増加して行つたらしい。また、武陽陰士は世事見聞録「寺社人の事」の項において、「殊に村村は年々宗門改めの節、証判をなす事ゆえ、寺僧ならでは公儀が済まぬ事に極り居て、百姓どもは恐れ敬怖に依つて、それにつけ上り、或は公事訴訟、喧嘩口論の事までも拘り合い、右等の和熟を整えんとて取扱いに立ち入り、欲情に拘り、偏りたる聾負いたし、また腰押し、荷担などして聊かの事も大事なる騒動に及ぼせ、その間に威勢を取り、女犯そのほか法外至極を働くなり。」と

述べ、さらに、「若し寺僧の存念にそむき、意に反した行状をとれば、万事に遺恨を残さるるばかりでなく、宗門改の節、証印を拒まれたり、縁組に当りて送り状の作成を、また、不幸ありたる時葬送を手間取らせたり恥辱されたりして、万事につけて苦患のたねになるという。」等と述べている。正司考祺は經濟問答秘録卷二十において、「⁽⁶⁾今時の出家は、日増におごり、派手好みとなり、衣服や寺堂に壯麗をつくし、互に相競いて一年に用いる金子も莫大なものとなり、民を苦しむこと大いなるものがあると。若しも寺主の思い通り金子を出さぬ時は、死亡の時に引導を致さず、三日も五日も延したという。それ故、百姓たちは止むなく借財までして納むる。」と。もちろん、これらの行状は一部の僧侶たちが、檀徒制のそれにつけこみ民衆を苦しめつ、自己の利を増さんとしたものであろう。かような行状が積り重つて寺院全体が世間の反感や憎しみを買い排仏の芽生えとなつたのである。

二

祈禱寺や學問寺を要素（機能）とした古来の寺院ならばいざ知らず、室町時代以降、とくに、江戸時代における寺院の多くは、菩提寺としての機能をもち、その生活において檀徒に頼る場合が非常に多かつた。宗門改や寺請制が諸国に普及

するや為政者の加護のもとに、一部僧侶たちは檀家へ誅求、大きな負担をかけたのである。つまり寺院増加の傾向は僧侶数の増加という現象が起り、武家・農民はもとより、僧侶自身、互にしのぎをけずる結果へとなつたのである。日本における寺院数増加の大波は室町時代の後半と、江戸時代の前半に見られるところであるが、その要因を占める主力は、寺院機能の変移（葬祭制度の普及と人別改の制度）と、都市ならびに新田集落の開発によるものとあつた。⁽⁷⁾世事見聞録は寛政から天保における頃の日本総寺院数として、「今、日本国中にある所寺の院数、おおよそ五十万内外ならん。また、その寺院に住む所のものおおよそ二百万人の内外ならんか。……」と掲げている。土屋筆記には貞享二年の分とて、総計四拾万六千百参拾九ヶ寺、甲子夜話続編所載天皇寺修補勧化の時には四拾六万壹千九百九拾九ヶ寺、史料叢書九所載天皇寺加羅堂修復勧化の時には、四拾六万参千四拾壹ヶ寺、吹塵錄三十二の項天王寺勧化の時、すなわち、寛政十二年には、四拾六万九千九百参拾四ヶ寺、文化二年には四拾五万九千四拾四ヶ寺となつてゐる。ここに言う、夥しい数多くの寺院数、この中には軒、庵、房号等の諸堂、ときには、藤師堂、觀音堂、弥陀堂等の諸堂も、寺院としての立場で登録せられた事もあり、現在的な寺院として考えた場合には、実に程遠いものがあつたのである。各地方の風土記稿等をひもどく時、時折、

寺院の末孫として子院の名称を見受ける事がある。これらの子院を調査する時、その中にはお堂を子院とみなしした場合が多かつた。現在でも対馬や東北等の寒村を訪れる時、民家風をなした小寺院が处处に見受けられる。また、高野山には今でも数多くの房が存在するが、かつては子院的な役割を果していたのであつた。幕府は、武家や百姓たちに依存して、寄生虫の如く衣食に頼る寺院の増加する事は民政上好ましくないとして、新寺の建立を禁止した。その第一期に元和八年（一六二三年）八月に出され、そののち、しばゞ⁽⁸⁾発布されたがその効果は少なかつた。寛永八年（一六三一年）には大がかりな禁止令が出されたと言われるが、これとても法の盲点をくぐり、新寺を建立する輩が絶えなかつたと言われている。宇佐問答中にも、新寺の建立とて、「⁽⁹⁾今時新地の寺御法度と有事は、少しあは上にも御心付たるものと見へ侍れ共、寺と名付けす。在家の様にたてて、坊主の住はくるしからずとて、四五年も住み侍れば、頓て実の寺に建立して、善き伝ひき持ぬれば、百姓の命を養ふ上田畠にても、むかしの寺の跡と名付て、いつのやらん、古き寺号をいひて、大寺多く取立侍り、又本の寺へ届けてゆるされは苦しからずとて、新寺いか程も田舎田舎に出来ぬ。其のうへに唐僧の弟子と云て、今迄の大寺を人に譲り、新らに大寺を取立侍り、これは又御法度の外にて侍やらん、幾百寺という数を知らす。むかしは山

寺ならではなかりしに、法然親鸞日蓮の三宗出来てより、女

人成仏の為とて、町在家に軒を並へて寺をたて、まどへるものはいふに及はず、迷はぬものをも、後生願はぬものは悪人も切支丹なりる云おどして、老若男女をまねきよせ、其のいふ所は已れが不非法の云訳けと錢をとる事と也。」云々と述べている。地方における寺院の建立は農村を中心とした集合菩提寺形式のものが主要をなし、廢寺を再興したり、お堂、小庵等を寺院として昇格させたものが多かつた。むろん、かかる寺院の場合、寺領に乏しく檀徒を基盤とした、葬祭実務によつてようやく生計を立てていたのである。有力者を主軸とした祈禱寺や菩提寺は、その隆勢興亡に影響されるところがあるので、しせん、集合菩提寺形式のものが主力を占めるに至つたのである。近世以降における地方集権的政治経済の風潮は、都市の繁栄を一段とうながした。江戸、大阪をはじめとした地方の諸都市も、士族や商人たちの進出がめざましく、郷里の菩提寺を勧誘するものも数多く現われた。同様な事例は、田舎においても行われ、新田開発による集落発生の際、かかる新寺が建立せられたのであつた。そこには菩提寺住職の力にあずかる点も大いにあつたのであらうが、同宗派を追う信仰の念や更には崇祖の念に左右された事もあつたであらう。とくにこの傾向は真宗人や法華人の間に強く見られた。近江商人、安芸門徒の如きはその典型たるものであつ

た。

相模風土記稿・武藏風土記稿等の中より江戸時代の寺院分布を抜萃すると、一村（現在の大字の地域に当る。）には必ずといつてよいほど一と二ヶ寺の寺院が存在していった。しかも、その大半のものが現在廢寺になつてゐる現状を見るに、前述の如く、昔の寺院の称号がどのようなものであつたかを、ほぼうかがわれる。住職不在の寺院も数多く存在していたのであらう。これら寺院の多くは住職を養うだけの余裕がなかつたのである。法施（寺側）と財施（檀徒）を根本とし、葬祭を仲介とした宗判と法義に複合させたものが、江戸時代の寺檀関係をなすものであった。寺院よりの檀家訪問・檀家よりの寺詣り、寺領を持たなかつた寺院生活は、これにより支えられていたのであるが、数多き寺院の存在は決してこれだけでは生計が立てられず、あれやこれやと種々なる新行事が考案され、また、或時にはその回数も増加して行つたのである。

三

仏教が祈禱寺形式より菩提寺形式へ移行するにつれて、宗教的行事にも多少の変更が生じてくる。その主要なるものとして、葬式仏教・法要仏教・宗教儀礼の多様化・庶民様式への近接化、墓地の寺院近接化、位階料の設定等という現実の

問題が生じてくる。いざれも経済性獲得のための寺院政策の一環ではあるが、更に古来より江戸時代にかけての中心的なものとして、寺院の本尊や境内神の祭祀縁日の行事をはじめとして、金貸業、講、開帳、巡礼、富籤等の習俗が行われた。室町時代中葉以降、とくに後期における仏教寺院の増加、ならびに江戸時代初期における増加、この一期の歩調に合わせ、在家葬送や法要儀式の進展している事が臨濟語錄「大正新修大藏經」や曹洞宗語錄「曹洞宗全書」によつてうかがわれる。両者は古新田集落の開発期にもほぼ一致し、農民のとくに飛躍発展した時代であり、前者においては山岳仏教の平野部に移行した時代であり、寺院の平野部への進出が多く見受けられた。この傾向は浄土系宗派に限らず、日蓮・禪・真言・天台等の諸宗にも見られ、庶民が葬送儀礼に深く着目するようになつて來たのである。後者の時代に至つては、更に仏教が浸透して庶民化、習俗化し、庶民仏教の主要儀礼は葬送や追善供養を実施するにまで至つた。為政者の権力をバックとしたところの、江戸時代の仏教とはいえ、約五拾万弱の夥しい寺院の乱立は、末派末寺々院の僧侶となると、その生計は決して楽なものではなかつたらしい。自から農耕に精を出した僧侶、祈禱や治病等で生計を営んだ僧侶もいたといわれるが、その多くの者は、檀信徒に負担をかけたのであつた。

日本人口の九十%からを占める農民たちが墓碑をつくるようになつたのは、（勿論その一部ではあるが）早くとも寛文から元録の頃、その多くは江戸時代中期以降にかけての事であつた。しかも、寺院の外部に存在した墓地群、または、農家の屋敷近くに存した「うち墓」も、徐々に寺檀関係の強化するにつれて寺院の近接化が計られ、元禄時代以降になるとその傾向も顕著なものとなつた。寺院の境内を足がかりとする墓地の存在は、墓参の際等に寺院の門前を素通りする事が出来ず、強いては寺院への訪問度を、いやが上にも増さざるを得なくなつた。同様な習俗の立場は種々なる面で見受けられた。つまり、葬送習俗の庶民への侵透は、追善法要の儀礼を必然的なものとして厳修せられる結果となつたし、とくに、儒教精神による敬神崇祖の高揚と農民たちの純真性・末派末寺々院の窮乏による生活が相互に関連して、法要の回数を増加していく。法要を便ならしむるため、というわけではなくらうが、過去帳の形式も徐々に変移し、従来者より多く利用せられてきた、日割別（三十番神または三十仏を当てる過去帳——朔日定光仏をもつてはじまり、晦釈尊をもつて終る——）の繰出し過去帳も、やがて、死去を年月順に印す、いわゆる大福帳形の過去帳形式となつたのである。つまり過去帳のもつ役割が、「往生を決定するところの信仰より、年忌法要を便ならしむる方向。」へと移つにいったように感じられる。寺院は

この過去帳をもとに、張出し年回表を作り、檀信徒法要のための便宜を計つたのであつた。時には張出し表に年回法要終了の印をつけたり、手紙にて年回日を知らせるという所さへあつた。十三仏事（七七日・百ヶ日・一・三・七・十三・三十三回忌）とは別に、月経とか棚経という習俗も広く分布している。この両者とも、一般的な習俗として庶民に受け入れられるようになつたのは、江戸時代初期以降のことである。前者はとくに、真宗や禅宗の伝播する地方に多く存在し、重要な寺院の財源となつてゐる。後者は、キリストン政策にものをいわせ、主として盂蘭盆中に檀信徒の宅を隅なく廻り、読経のかたわら仮檀内の吟味をするにあつたと伝えられている。月経は春秋の彼岸廻りとともに、かかすことの出来ぬ信仰習俗で、寺院財源の一つとなつてゐたのである。また臨時の財源としての位階料も見逃すことの出来ぬ存在であつた。幕府をはじめともて、地方の為政者たちは、時を追つて、身分不相応な生活をなす農民や町人たちに對して手を焼き、「公裁録坤」「天保集成絲綸錄八十一（天保二卯四月御触）」「備藩典刑四（家中江申覚）」「一話一言二十七（町方葬送）」等の文献に記されている如く、何度も警告を發したのであつた。その多くの警告内容は、「葬送儀礼の行過ぎ（驕り）に關すること」や「位階（法名）料に対する戒の事柄」であつた。とくに為政者は、農民たちに對する院号、居士、大姉号等の

法号授与に関して、一入氣にかけているようであつた。かかる習俗に対する費用の流出が、やがて、年貢や納税の取り立てに大なる影響を及ぼすおそれがあつたからであろう。しかし、この警告の多くは守られなかつた。彼等は出来る限りの範囲でこれに望んだからである。位階料として金子で布施する者もあれば、田畠を献上するものもあつたのである。他方、寺院側は庶民たちの要望に応えて治病や招福の面にも力を注いだのであつた。諸病治癒を本願としての薬師・地蔵・觀音・賓頭盧等の諸尊の信仰・招福を本願としての七福神（大黒天・蛭子・毘沙門天・弁財天・福禄寿・寿老人・布袋）稻荷・聖天・鬼子母神等の信仰。これらの目的を達成するため境内に諸堂を建立して、それぞれの神仏を本尊となし、便宜を与えたのであつた。これらの神仏の個人的参詣をはじめとして、これにまつわる講や御開帳、巡礼等の信仰儀礼は、ひときわ鮮かなるものがあつた。かかる習俗の導入は、檀信徒獲得のために偉大なるプラスの面もあつたが、また他面において、純粹な信仰を要求する者たちの間においては、マインナスとなつて現われた場合もあつた。現在、数多くの宗派のうち、寺院ならびに境内諸堂の本尊を多種多様に信仰しているものは、日蓮、曹洞の二宗であり、比較的信仰純度の高いものは浄土系の宗派である。とくに、真宗の場合は単純

粹の信仰形体を取るもののに目を引く。

四

江戸時代には寺小屋を営む寺院も多く存在した。しかし寺小屋というものは、直接的な経済性獲得には無意味なもので、むしろ、第二次的なものとしての立場からのものであつた。やはり多くの寺院の生計は、菩提寺的な傾向を取るもののが通例であり、中には金貸や富籤興行等に意を注ぐものもあつた。幕府は門跡をはじめ、幕府に縁の深い寺院を維持するため、貸付や富籤興行等に対して保護を加えた。貸付金の制度は更に拡張されて、名目貸付金の制度にまでも発展していった。この名目金は幕府の特許のもとに得られるもので、幕府はそれに手厚い保護を加え、返済に当つて奉行を介入させる程であった。もともと貸付金の主旨は、寺院経営費の維持、または造営の資金とするために、寺社が幕府の下賜金、勧進等によつて得た資金を士民に貸付け、その利子をもつて利用融通せんとしたものである。のちには一般市民より資金を集め、ただ寺社の名前は、名目的な立場となつて貸付をなした場合もあつた。これを名目金と名付け、貸付金を営業とする一種の銀行的なものであつた。そこには寺院の造営等表面的なものであり、營利こそ、その主目標であつた。しかしかよくな寺院は、増上寺や寛永寺等をはじめとした、強力寺院を

中心としたところの場合であり、一般の寺領や檀信徒の少ない寺院においてはむしろ、無尽講や共濟組等によつてその収入源としていた程度のものであつた。とくに、太平の世としての江戸期に風靡した信仰儀礼として、講と開帳を忘れてはならない。近世以降における講の種類は至つて多く、その性格も多種多様、その複合化したものであつた。¹²⁾ 講の機能的なものとして大別すると、政治的、社会的、信仰的、経済的、娯楽的等の種類をあげられるが、これらの基調をなすものは、やはり仏教的色彩をもつものが多く、その根拠地として利用せられた地域も、寺院や堂宇を中心としたところのものであつた。それだけに、阿弥陀・觀音・地藏・薬師・大日・えびす・大黒等の仏名を名にもつ講や無常・念佛・精進・斎等の宗教的な名称を帶びた講が数多く存在したのである。他方、旅・参詣・巡礼・開帳・山岳崇拜等に関連あるものとして、身延講・成田講・報恩講・大師講（四国を中心とした弘法巡礼）白山講・大山講・立山講・御岳講等の講もあるが、これららの講の発展は自然の中に地域を越えた広域性の立場を取り、庶民的な和やかな信仰気風を宿していった。

江戸期における民衆仏教の思潮が現実面に集中されているのに対し、仏教そのものには活気が無く、むしろ、これに逆流しているかの感を呈した。しかも財政窮乏に瀕した幕府や地方の領主たちは寺院の維持に堪え難く、また、封建的色彩

の強い儒学者や国学者の多くは、排仏的な考え方を持つに至つたのである。もちろん、そこには僧侶側にも多分に反省すべき問題が残されていたのである。江戸時代の排仏思想は、文獻により一見するだけでも相当の数にのぼる。——堂塔建立の弊・田畠をつぶす費用多し。・本願寺のみにて一年に三千貫・寺院伽藍の建立は日本衰微の大本・寺領占有の弊・僧侶素質の劣悪寺院僧侶の数は多けれども仏法は破滅の時到る・偽善の仏者・想仏法・出家共は皆盜賊・財を貪る・民を因めて寺塔を建つ……等、思悪・政治・経済上の立場から論じられている。して、とくにその多くは、経済浪費、僧侶の非生産に関すること、ならびに僧侶生活の墮落に対する攻撃がその中心となっている。また宗派的には真宗や日蓮宗等に最も風当たりが強い。かかる立場より当時の知識人たちは、「新寺院建立の禁止」「僧侶、罪を犯せばその寺院を廃すべきこと」「単なる大寺院は縮少さすべきこと」等を主張している。かような状況を背景にして水戸藩の徳川光国、岡山藩の池田光政・会津藩の保科正之がそれぞれ廢仏毀釈を断行したのは著名なる事実である。ここに主要なる経済的な攻撃批判を挙げ、参考としてみよう。

荻生徂徠はその著政談中に、当時僧侶の法衣の奢侈なることや、年忌戒名葬式等に対する批判を加えて左の如く述べている。「¹⁴當時ハ諸宗一同ニ、袈裟衣々服ノ体オゴリ甚シ、是

ニ依テ物入多キ故、自然ト金銀ヲ集ルコトヲ巧デ、非法甚シ、且又年忌ト云コト、仏經ニ是無コトナリ、引導シ戒名ヲ附ルト云コト、死人ヲ寺ニ葬ルコト、仏法ニ無レ之事也、此内死人ヲ寺ニ葬ルコトハ、御城下ナド葬地無レバ、無^ニ是非シ、其外諸宗ノ規則モ、今ハ乱レテ多クハ我宗ニナキ他宗ノコトヲモ、錢取ノ為ニ執行フタグヒ多シ、是等ハ皆学徒アル人ヲ本山ニ住持サセ、其僧ニ皆任ズベキコト也、不学之僧ハ、利德ヲ專ラトスル者也、学徒有僧ハ名聞ノ心有故、我ガ功ヲ立テ、宗門ノ中興ト成コトヲ悦デ、力ヲ尽スベシ、但、二宗カ三宗カ程風俗直ラバ、其外ノ宗門ハ夫ニツレテ直ルベシ」

また、熊沢了介は、著、宇佐間答中に、僧侶の素質の低下を批判して、「今の僧は多く悪人盜賊なりといい、眞実の志を以て出家したものは、極めて稀である、仏者千人の中九百九十余人までは悪しき者か、平凡なる者である。凡僧でない者は万人に二三人であろう。是れその元來の出身が、士農工商何れにもなり難いものが致し方なく出家するからであるといつてはいる。堂寺の多きと出家の多きとを以て見れば、仏法出来てよりこの方、今の此方のやうなるはなし、仏法を以て見れば、破滅の時至れり、出家も少し心あるものは、今の僧は盜賊なりといへり、実真に仏法によりて出家したものは

万人に百人ならん。」「辻善之助著　日本佛教史　第十卷」と述べている。

さらに、武陽隱士は、世事見聞録（文化十三年・一八一六年）寺社人の事において、僧侶の高慢・驕奢の生活ぶりを批判して、「また宗禄の事は、御世の治平なるゆゑ、都鄙ともに檀家よりの収納^{アツ}高、大概定まりて、全く定例の寺禄の如くなれり。武士の家禄は領分に豊凶あり、また米の価に高下ありて定まらず。百姓もなほ然り。町人の禄も商売の出来不出来、相場の高下などあり、これまた定まらず。寺々の収納は右等の子細もなく。定式なりその上にも欲情を働く時は、前に云ふ如く、開帳・説法・勸化・奉加・加持・祈禱などに事寄せ人を犯しとるなり。たとひ余計を取るとも定の例不足する事なし。誠に元手いらずの商売にて、かほど結構なるはなし。畢竟都鄙の寺は定禄の如くなりし故、小僧・所化僧等、その定禄に養はれ居て、怠慢に育ち、前に云ふ如く、難行苦行を経ず、深く学問もせず、法義をも弁へず、あまつさへ放逸無慙になり。これ後世の余り結構過ぐる故なり。」……

「今は右等の分限なく、堂塔の大造莊嚴の花美莫大也、在々村々にても、寺の普請か其所の一番にして、是に越たる家作なく、是に准する家居もなく、如此檀家に越へたる結構ども如何也、扱又堂塔の建立に身の昇進も、衆生教化の功徳を以、人の措まぬ財宝にて成すには非す、勸化奉加をなし、

檀家の不承知なるも強く勧め、其土地の困窮するも、其家の破るるも頓着せず、剩与へて取り、又は前にいふ如く、積金講・貸附利倍など、欲情の道にて衆人の汗膏を絞り取て、本社を立、其身の昇進をもするなり」……

「本願寺は国々鄙々の俗家より、悉く金錢を納むるなり。本寺より親求さるゝ納めなり。その上在家の持仏にする所の本尊をはじめ、御和讚・御文などいへる宗門の書物を本寺より渡す事なり。また俗家の老男女なるもの、剃を本寺より赦すなり。御髪剃を載くとて、謝礼物を出して申し請くるなり。これらの収納おびたゞしき事なり。かやうの事は外々の本寺にはなき事なり。それのみならず、日々入用の品々は、本寺と唱ふるもの余多組^{あまた}ありて、筆・墨・紙・米穀・雜穀・油・蠟燭・茶・酒・醤油・炭・薪・野菜・香の物まで一品も請け持ちて、多少を論ぜず、入用次第に取り賄ひをするといふ。そのほか定式・臨時の請け持ちなどありて、万物どもあり余る事、大国守の分限よりも多しと聞く。それに随つて国々の輪番と唱ふる類、そのほか末々の寺々まで、本寺の振合ひに、働く檀家より物を取り集むる事、また講中など立てゝ日々の入用を請け持ちなどして有福なる事、他宗とは格別の作法なり。僧侶かくの如く一致したる事、その宗門にとりては至極の事なれども、さりながら本領・領主・地頭をも次になし、親属をも脇にするやうにては如何なり。時に取りては

国家の邪魔となるべく、武備にも障るべきなり。既に三州御在国の時、門徒一揆に御困り遊ばされ候事もあり。尤もその頃は三州のみに限らず、国々に一揆て起り武将の迷惑し給ふこと大方ならず。また歴々の武士もこの宗旨に迷ひて、一揆に加はり、忠義を失ひしもの少なからず。すべて仏法の内にも、この宗門の意味は、今生を仮りの事となし、来世を常住と教ふることゆゑ、もし諭^{きよ}しに迷ふ時は、却つて当然の義理を失ひ、現在に悪を働くやうになり行くものなれば、余りに広く世に行はるれば如何なり。別して武士のこの宗門を信ずるなど、以ての外よろしからず。主君を外にしたこと出で來たるなり。國初の頃、諸大名以下へ、この宗門は遠慮して然るべしと、急度仰せ出されし事もあると聞く。」……

「先づ禪宗曹洞宗派の規矩は、江湖を行せしより二十年の法労を経ずんば、長老に致すまじく、二十五年を満たすんば、和尚となすべからず、寺を持つべからずとは、權現様御僉議の上にて、よき程に御定め遊ばされしものか。さて右の江湖といへるは、僧徒等両側に向き合ひて、法義の意味を問答して、前後の懸合ひを試むるなり。その席に臨んで、不意の事を尋ね懸けては、惑ひを糺すなり。然るに今世の問答は、前廣におほよそ内証を示し合ひ置きて、その席を勤むるなり。昔の如き證明^{しきあらわし}の問答にはあらず。剣鎗術などの形^{かた}を遣

ふ如くにて、実の試合にはあらざるなり。今の僧兼ねて修行を尽さず、心力を鍛錬せざる故、切磋琢磨の試合は出来ざるなり。さて右体、形ばかりの江湖をなして、その上二十年を持たず、いさゝか法労に及ばず、金子拾両の賄賂あれば、何時にも長老となり、寺持ちにもなるとて、右の金子拾両は京都へ上り、本寺へ五両を納めて、最早二十年の法労を経た趣に申し偽りて、添状を貰ひ、そこより勧修寺家へ参り、また五両を納むれば、右の吹舉に依つて、異儀なく倫旨出で、長老に進み、大和尚となるといふ。これ江湖も偽りなり、法労も偽りなり、年数も偽りなり。また本寺にても、勧修寺家にても、偽りとは知りながら、金子五両づつを得れば兎角なく許すなり。全体御定めの如く誠の年数を経る時、年齢も彼れ是四十歳以上ならでは寺持ちになりがたき所に、今道徳にも年数にも依らず、右の振合ひども多く、若輩にて寺を持つなり。また賄路金調ひ兼ぬるもの故、たとひ御定めの如く法労を経て道徳を積みたりとも、大和尚となり難いとなり。是非もなき事どもなり。全く御定めの如く、四十歳以上ともなりて寺を持ちなば、行状もよく過失も出来まじきものを、寺の法労修行もなく、只欲情にて調へたる金子を以て大和尚となり、若年にて寺を持つ故、ひたもの行状あしく、弥増法義を捨て、利欲を專一とし、段々奸悪を働くなり。これ法義を破り、宗祖の撻を破り、殊に國家の御定めを破りしな

り。」

等と述べられている。僧侶が罪を犯した場合、罰を受くるのは当人のみにて、寺領には閑知せられぬのが当時の風潮であった。これに対する一般的の世論には、実に厳しいものがあったといわれている。三輪執斎もこの件に触れ、大名や旗本の祖先が命がけで得たところの領地も、子孫が若し罪を犯した場合には、知行と共に没収せられるが、僧侶は当人のみの罪として罰せられ、寺領には殆んど関係せられることが無い。これは非常に不公平なることであるとて、かかる場合、すべて寺領地と共に没収せらるべきであることを主張しているのが特に目をひく。

五

中世の寺院は莊園と云つて数多くの寺領を有し、その生活ぶりも豊かなるものがあつた。しかし武士階級の権威の向上によつて、寺領も徐々に縮少され、織豊政権の検地の実施は、益々その領土を縮減するに至つた。それでも江戸時代の前半においては御朱印、黒印等の制度によつて小康を保たれていたが、その後半になると、排仏の趨勢は日増に強く、ついに明治に至つて廢仏毀釈の波は諸国に普及した。⁽¹⁾ 毀釈による打撃は實に目を覆うべきものがあつたが、それでも明治から大正、昭和の仏教はまだまだ從来の惰性のもとに幾何かの

生活能力をそなえていた。なんと云つても仏教寺院、とくに都市部寺院に打撃を与えたのは、太平洋戦争における戦災の被害であり、その中心は大阪、名古屋、神戸、東京、広島、横浜等の大都市であつた。その後続いて、致命傷的な大問題が起つてきた。

つまり、昭和二十一年（一九四六年）十月を皮切りに、前後二回にわたり実施された、自作農創設特別措置法、つまり俗に云う、農地解放であつた。とくに第二次農地改革においては原則として、社寺の農地保有は認可されぬところとなり、従来の田畠数の過半数は解放の餌食となつたのである。ここに農村寺院は農地解放で、都市寺院は檀信徒の戦災によるところの離散、地主階級の没落、家族制度の弱体化による信仰熱の低下等と云う種々なる条件のもとに、有力な檀那衆も推移し、寺院経済は益々苦しい立場に追いやられた。更にまた、市街地の整備開発により、市街地墓地の認可規準は厳しさの一途を辿り、寺院経済に大きな役割を与え、また、大企業による郊外基地の出現は寺院墓地に、単価その他の点で脅威を与えた。強いてはこれが市街地寺院の檀家の増加にブレーキをかける要素ともなりつつある。

全国寺院の約八十%からが、何等かの形で就職をせねば生計を立てられぬと言われている現在、世間では、葬式仏教に對する批判もしばしば話題とせられる時代となつて來た。マ

ンシヨン業、幼稚園、保育所、公園墓地、福祉施設等、種々なる社会事業に貢献している寺院も数多く存在するが、いざれにしても、これから寺院に一大改革を迫られている事は確かなことである。

- (1) 体系日本史叢書十八「宗教史」昭和四十四年山川出版社二八五頁。
- (2) 圭室諦成「葬式仏教」昭和三十九年大法輪閣、二六五頁。
- (3) 辻善之助「日本佛教史」第九卷昭和四十五年岩波書店九七頁。
- (4) 圭室諦成「葬式仏教」二六五頁。
- 圭室諦成監修「日本佛教史」近世近代篇昭和四十三年法藏館五三頁。
- (5) 武陽隱士「世事見聞録」(文化十三年)昭和四十一年青蛙房一四〇頁。
- (6) 辻善之助「日本佛教史」第十卷二二七頁。
- (7) 武陽隱士「世事見聞録」一五〇頁。
- (8) 辻善之助「日本佛教史」第九卷一〇〇頁。
- (9) 前同 第十卷五十八頁。
- (10) 圭室諦成「葬式仏教」一二八一一二九頁。
- 圭室諦成監修「日本佛教史」近世近代篇一五六頁。
- (11) 和田謙寿「庶民仏教の研究」昭和四十五年駒大佛教民俗研十四頁。
- (12) 圭室諦成監修「日本佛教史」一五八頁。
- (13) 辻善之助「日本佛教史」第十卷中。一〇七頁・一四五頁・一五一頁。
- (14) 前同
- (15) 武陽隱士「世事見聞録」一三六頁。
- (16) 辻善之助「日本佛教史」第十卷一一二頁。
- (17) 圭室諦成「日本佛教史」近世近代篇四五七頁。